

(案)

学校給食における 食物アレルギー対応マニュアル



平成30年 月
生駒市教育委員会

目 次

第1 食物アレルギーについて

- (1) 食物アレルギーとは
 - ①食物アレルギーの定義
 - ②食物アレルギーの仕組み
 - ③食物アレルギーの原因
 - ④食物アレルギーのタイプ
 - ⑤食物アレルギーによる症状
 - ⑥アナフィラキシー
- (2) 生駒市の学校給食等の概要
- (3) 生駒市における食物アレルギーの状況

第2 学校給食センターにおける対応

- (1) 基本方針
- (2) 実施基準
- (3) 食物アレルギーの対応方法
- (4) 対応食(除去食)の対応
- (5) 対応食提供の流れ
- (6) 選択表の記入方法

第3 実施までの流れ

第4 学校における対応

- (1) 対応食の受け渡し・配膳・片付け
- (2) 教職員の役割
- (3) 児童生徒への対応
- (4) 学校給食以外での配慮
- (5) 給食対応の組織と支援体制

第5 緊急時の対応

第6 関係書類及び様式

第4 学校における対応

1 対応食の受け渡し・配膳・片付け

誤食を防ぐために、教職員全員が、食物アレルギーに関する基礎知識と対象児童生徒の実態、緊急時の対応方法について共通理解します。

①受け取り	・学校関係者が配送員からアレルギー対応食を受け取り、「学校、学年、組、名前」等を確認する。 ・配膳室で受け取ったアレルギー対応食は、決められた場所に保管する。
-------	------------------------------------------------------------------------------------



②引き渡し	・学級担任等はアレルギー対応食の有無について、毎日確認する。 ・学級担任等が直接保管場所でアレルギー対応食を受け取り、「学年、組、名前」等の表示を確認して学級に持っていく。 ・特に「アレルギー対応食の提供及び弁当持参はないが、対象児童生徒が献立の一部を食べない対応をする」日は誤配、誤食の無いように、対象児童生徒にその旨を確認する。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



③配膳	・アレルギー対応食のある日は、対象児童生徒に間違いなく対応食が届いているか確認する。 ・アレルギー対応食を確実に本人に届け、本人と一緒に「学年、組、名前、献立名、対応内容」の表示等を確認する。 ・教室配膳時の誤配を防ぐため、アレルギー対応食を先に配膳するなどの工夫をする。 ・学級担任等が、対象児童生徒へアレルギー対応食を渡す際に、「おかわりができない」ことを伝える。 ・対象児童生徒がアレルゲンとなる料理に接触しないように、学級全体で気を付ける。 ・対象児童生徒が体調不良を起こしていないか十分留意する。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



④片付け	・学級担任等は、対象児童生徒がアレルギーの原因食品及び料理に、接触しないように配慮する。(給食当番、後片付け、掃除等の配慮等)
------	-----------------------------------------------------------------

【その他】

- ・学級担任が出張等で不在の場合は、代理の教職員が対象児童生徒のアレルギー内容を把握し、学級担任と同等の対応ができるように、事前に体制を整えておく。
- ・児童生徒の情報の保管場所を決め、すぐに対応を確認できるようにしておく。(個人情報の取り扱いに注意)
- ・手順の各段階において、複数の職員で確認することを徹底する。
- ・食べる前には、献立表の「食品名」、「食品に関するアレルギー」を常に確認する習慣をつける。
- ・学級担任等教職員が、除去するアレルギーを正しく理解しておく。
- ・学級において他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけにならないよう、十分に配慮する。(当事者である児童生徒及び保護者の意向も踏まえ、アレルギーのために食べられないものがあることを、他の児童生徒に説明する等)
- ・事前に、保護者は給食内容について対象児童生徒に伝えてもらい、アレルギーについて本人も把握するようにする。

2 教職員の役割

学校における食物アレルギー対応は組織（食物アレルギー対応委員会等）で検討され、学校全体で取り組む必要があります。それぞれの職種に応じた役割を担い、日々の給食提供と事故防止、及び事故時の対応を確認した上で、食物アレルギー発症のリスクを軽減します。

（１）校長及び教頭

- ・食物アレルギー対応について、校内を統括する
- ・全校の食物アレルギー対応が必要な児童生徒を把握する。
- ・校内の連携体制を整え、職員の役割を明確にする。
- ・アレルギーを有する児童生徒の健康管理や対応について検討し、個別支援プランの作成等を行うため、「食物アレルギー対応委員会」（既存の委員会や組織での対応も可能）を設置する。
- ・「食物アレルギー対応委員会」を開催し、安全に適切な対応食提供がされているか等を検討する。
- ・保護者との面談に出席し、学校での食物アレルギー対応の基本的な考え方を保護者に説明する。
- ・学校給食での食物アレルギー対応の決定事項については、教職員の共通理解を図る。
- ・児童生徒の食物アレルギーに関する個人情報の取り扱いについて、適切に管理するよう教職員に指導する。

（２）学級担任

- ・学級全体の食物アレルギーを有する児童生徒の実態と対応を把握する。
- ・保護者との文書の受け渡しや対応依頼の窓口となる。
- ・緊急時の対応や連絡先等を保護者と確認し、職員間で周知しておく。
- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載内容等を確認する。
- ・学校が決定した内容について、保護者に説明する。
- ・食物アレルギーを正しく理解し、他の児童生徒に対して食物アレルギーを有する児童生徒についての理解を促す指導を行い、偏見等が生じないように配慮する。
- ・出張等で学級を空ける場合は、代わりに学級を担当する教職員へ必ず食物アレルギーを有する児童生徒の配慮事項について引き継ぐ。
- ・養護教諭等と連携し、必要に応じて学校での様子などを記録し、個々のアレルギー関係書類とともに管理する。
- ・対象児童生徒が自分のアレルギーを認識し、行動できるように保護者に協力を求める。

【給食時における配慮事項】

- ・配膳の際、誤配がないように給食センターから毎月提供される献立表等で、対象児童生徒の給食の喫食状況を確認する。特に、アレルギー対応食の提供や弁当持参がなく、「食べない料理」のある日は気を付ける。
- ・児童生徒が持参した弁当の受け渡し、保管について把握する。
- ・アレルギー対応食の受け取りは、あらかじめ決めた方法により確実に行い、対象児童生徒が間違いなく食べることができるようにする。
- ・特に「おかわり」について、対象児童生徒が誤食をすることがないように配慮する。
- ・児童生徒同士で食べ物のやりとりが行われないようにする。

- ・対象児童生徒が給食当番や後片付けを行う際には、アレルギーの原因食品及び料理に触れないように配慮する。
- ・児童生徒本人が誤食に気づいたときや食後体調の変化を感じたときは、すぐに担任に申し出るように指導する。

（３）養護教諭

- ・全校の食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、職員の共通理解を図る。
- ・必要に応じて主治医、学校医等と連携を図り、食物アレルギー症状発生時や緊急時の応急処置の方法や連絡体制を確認しておく。
- ・対象児童生徒の食物アレルギー症状の発生時及び緊急時には、適切かつ迅速に対応できる体制を整えておく。
- ・食物アレルギー症状の発生時及び緊急時の対応方法について、実技を伴う校内研修を実施する。
- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態について、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」から把握し、保護者との面談時に確認する。
- ・保護者との面談に出席し、結果を記録する。
- ・個別支援プランの作成を行う。
- ・食物アレルギーについて、正しい知識や対応について教職員に周知する。
- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を保管する。その際は、施錠できる戸棚等に保管し、個人情報の保護に十分留意する。
- ・学級担任等と連携し、必要に応じて学校での様子などを記録し、個々のアレルギー関係書類とともに管理する。

（４）給食主任

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態について把握し、教職員の共通理解を図る。
- ・関係教職員のそれぞれの役割や相互の連携が円滑に行われているか確認する。
- ・食物アレルギー対応食の実施について理解し、給食センターと連携・協力する。

（５）栄養教諭・学校栄養職員（給食センター）

- ・保護者との個別面談に同席し、アレルギーの原因食品や症状、家庭での対応状況等を把握する。
- ・毎月、学校を通じて、給食の献立情報（アレルギー原因食品が明記された詳細な献立表、配合表）を保護者に提供し、チェックしてもらい、給食での対応を確認する。対応がない月についても、保護者、学級担任、養護教諭に連絡する。
- ・保護者から食物アレルギーに関する相談の希望があった際は、学級担任を通して日程調整をし、対応する。
- ・安全性を担保するため「完全除去を基本」として作業を単純化する。
- ・調理員との打ち合わせの際に、アレルギーの原因となる食品の混入や誤配がないように除去食の指示を行い、作業工程や作業動線図を確認する。
- ・児童生徒の食物アレルギーに関する情報については、関係書類の保管等、個人情報の保護に十分留意する。

(6) 調理員（給食センター）

- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。
- ・栄養士の調理指示書をもとに、除去する食品や作業工程、作業動線を確認した上で、調理や配食等の作業にあたる。
- ・アレルギー対応食を調理するときは、アレルギーの原因となる食品が調理着に付着していないか確認し、手洗いや使い捨て手袋の適切な使用、エプロン等の使い分けを徹底する。

3 児童生徒への対応

アレルギー疾患の発症を防ぐには、アレルゲンを避けるよう常に配慮することが第一の対策となります。

特に、食物アレルギーでは原因となる食品を食べないようにすることが重要で、誤食のないよう配慮するとともに、アレルゲンを自分で避けることができる力を身につけることが必要です。そのためには、保護者を中心に、学校においても児童生徒の理解度や発達段階に応じた保健指導、栄養指導、生活指導を行い、自己管理能力を育成することが大切です。

(1) 自己管理能力の育成

- ・対象児童生徒本人が自分のアレルギーを認識できるようにすることから始める。
- ・発達段階に応じて、アレルギーの原因となる食品及び料理を食べたり接触したりすると、体に異常な反応が出ることを理解させるとともに、そのものを摂取及び接触しないように対応する力を身につけさせる。
- ・学校給食では献立に使用されている食品を確認し、喫食の有無を判断できるように指導する。
- ・友だちから食べ物を勧められたとき、配合内容が不明なものはきちんと断り、その理由を説明できるように指導する。
- ・緊急時処方薬（内服薬、吸入薬、エピペン®等）について正しく理解し、自己管理ができるよう発達段階に応じた指導を行う。

(2) 保健指導

- ・誤ってアレルギーの原因となる食品及び料理を飲食し、気分が悪くなったり、かゆみ等の症状が出た場合には、直ちに周囲の人に知らせるように指導する。
- ・生活の仕方、ストレスなどが症状に関係する場合には、規則正しい生活習慣や、ストレスへの対処方法等について指導するとともに、精神的に安定した学校生活を送ることができるよう配慮を行う。

(3) 栄養指導

- ・食物アレルギーの児童生徒の成長と発達を正しく評価し、栄養を適切に摂取するための食事についてのアドバイスを行う。
- ・栄養指導は、アレルギーの症状や発達段階に合わせて、主治医の管理や指導を受けながら行う。

(4) 児童生徒の理解の程度の確認

- ・アレルギーの児童生徒が、自身の疾患やアレルゲンを避ける方法等についてどの程度認識し、実行できているか随時確認し、個別支援プランの見直しを行う。
- ・緊急時処方薬（内服薬、吸入薬、エピペン®等）を所持している児童生徒については、管理方法や使用方法等、薬に対する理解度を保護者とともに確認する。

【乳糖不耐症の児童生徒への対応】

食物アレルギー以外の疾患により、食事に一定の制限を設ける必要がある児童生徒がいます。食物アレルギー以外の疾患については、乳糖不耐症の原因である飲用牛乳のみ対応します。

(1) 対応を行う場合の実施基準

医師により診断され、医師からの指示がある場合を実施するための目安とする。

(2) 対応までの流れ

保護者から相談等があった場合は、随時相談に応じ対応する。

医師からの診断書（学校生活管理指導表も可能）を、学校へ提出します。提出時期などは食物アレルギー対応と同様とする。

4 学校給食以外での配慮

アレルギー疾患の児童生徒が健康で安全な環境で活動できるよう、学校生活全体を通して、アレルギーの症状を誘発したり悪化させる要因がないか、学年主任・学級担任・教科担任等が中心となって検討します。

また、アレルギーを有する児童生徒が、可能な限り他の児童生徒と同様の校外行事・宿泊行事等の活動が行えるよう、活動内容や宿泊場所等を検討します。検討した内容について保護者の理解を得た上で、安全を十分に確保し行事を実施します。

(1) 食に関する学習活動

学校行事、家庭科（調理実習）、生活科、特別活動、総合的な学習の時間、クラブ活動等で食に関する活動を行う場合には、食物アレルギーの児童生徒に影響がないかどうかを事前に検討する。影響があると考えられる場合には、学年主任、学級担任、教科担任等が中心となり安全を確保し、事前に保護者に連絡し、保護者・本人の了解の上で学習活動を実施する。

また、活動を行う対象クラスに食物アレルギーを有する児童生徒がいなくても、近くのクラスに重篤な食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合は、その児童生徒に影響が及ばないかを十分検討する必要がある。

(2) 運動を伴う活動

食物依存性運動誘発アナフィラキシーを有する児童生徒は、体育や部活動、休憩時間の遊びなど運動により発症することがあるため、注意が必要である。

(3) 清掃活動

家庭科室等、清掃場所にアレルゲンが残留している場合もあるので、食物アレルギーを有する児童生徒には触れさせないようにする。

(4) 校外行事・宿泊を伴う活動

宿泊施設・食事提供施設の食事（食材）の内容や提供可能なアレルギー対応食などを確認する。

除去食・代替食等の対応が可能な施設でも、安易な対応の仕方です事故につながらないように十分に打ち合わせを行う。学校、保護者、宿泊施設・食事提供施設が直接打ち合わせを行うことが望ましい。また、保護者から食材の提供を受けるなどの対応や、保護者と宿泊先とで直接連絡を取り合ってもらえるなどの対応が必要になる場合もある。

また、食後の激しい運動（マラソンなど）は、食物依存性運動誘発アナフィラキシーを誘発することがあるので注意する。

5 給食対応の組織と支援体制

学校において、食物アレルギーを有する児童生徒に対する取組を進めていくためには、保護者や主治医、学校関係者が十分に話し合い、個々の児童生徒の情報を的確に把握し、健康管理や配慮を要する事柄について、教職員全員が情報を共有しておくことが大切です。

アレルギー疾患には、ぜん息やアナフィラキシーのように緊急の対応を要するものがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

緊急時に備えて、内服薬やアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）等が処方されている場合があり、教職員の誰もが予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して適切に対応できるように、校長のリーダーシップのもと、校内外の体制を整備しておくことが大切です。

取組を進めていくうえでの問題点等は、事故及びヒヤリハットも含め、食物アレルギー対応委員会に報告し、定期的に対応方法の評価・検討及び必要に応じて見直しを行うことが大切です。

また、教育委員会においても、食物アレルギーを有する児童生徒の把握、アレルギーに関する相談体制の整備、管轄消防署との連携、研修会の実施等、学校が食物アレルギーを有する児童生徒に対する取組を進めるための体制を整備する必要があります。

アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図



